

議案第 5 1 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

1 事業名

城陽市公共施設ＬＥＤ照明設備更新事業

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

金、２４２，０００，０００円（消費税・地方消費税を含む）

（金、２２０，０００，０００円（消費税・地方消費税を除く））

4 契約の相手方

北陵電工・ＭＥＢＳ共同グループ

代表者 京都市北区小山北上総町２９番地

北陵電工株式会社

代表取締役 山本直樹

構成員 大阪市北区大深町５番５４号

三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社

執行役員関西支社長 中村吉宏

提案理由

L E D 照明設備更新に係る契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年城陽市条例第 7 号）第 3 条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

② 略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 20,000 千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

参考資料

1 財産取得内容

市内公共施設（21施設）に設置するLED照明設備

2 対象施設

城陽市立福祉センター、城陽駅自由通路、長池駅自由通路、城陽市男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」、城陽市立寺田コミュニティセンター、城陽市立城陽中学校、城陽市立西城陽中学校、城陽市立南城陽中学校、城陽市立東城陽中学校、城陽市立北城陽中学校、文化パーク城陽、城陽市立図書館、城陽市歴史民俗資料館、城陽市役所、城陽市消防本部 青谷消防分署、しいの木保育園、城陽市立久世保育園、城陽市立鴻の巣保育園、城陽市立今池保育園、城陽市立青谷保育園、城陽市立久津川保育園

3 更新する照明設備の種類

屋内灯、屋外灯、誘導灯等、LED照明への更新が必要な設備

4 工期

議決日から

令和10年（2028年）3月31日まで

5 随意契約理由

公募型プロポーザル方式における選定結果による